

豊田市立学校施設開放要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市立学校施設開放条例（平成18年条例第81号。以下「条例」という。）及び豊田市立学校施設開放規則（平成18年教育委員会規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊田市立の小学校、中学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の施設の利用（以下「学校開放利用」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする活動)

第2条 学校開放利用における条例、規則及び要綱第3条から第11条までを適用する活動対象は、以下のとおりとする。

(1) スポーツ活動

(2) 文化活動

(3) その他社会教育活動

2 前項に該当しない場合の利用における許可は、教育委員会の判断による。

3 利用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを認めない。

(1) 特定の政党又は公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための利用、その他政治的活動のための利用

(2) 特定の宗教を支持し、又はこれらに反対するための利用、その他宗教的活動のための利用

(3) 営利を目的とする利用

(4) 公序良俗に反する利用

(申請者の要件)

第3条 規則第6条第1項に規定する学校開放利用の申請者の要件は次のとおりとする。

(1) あらかじめ教育委員会に学校開放利用団体として登録（以下「登録」という。）した市民で構成する10人以上の団体の責任者（成人であり、民法に規定する能力者たる者）

(2) その他教育委員会が認めた者

(登録可能な学校)

第4条 登録は次のいずれかの学校において行うことができるものとする。

(1) 団体の責任者が在住又は団体の構成員の過半数以上が在住、在勤若しくは在学する中学校区内の学校

(2) 屋外照明設備を利用しようとする団体は、屋外照明施設のある中学校区内の学校

(3) その他教育委員会が適当であると認めた学校

2 登録は原則として1校に限るものとする。ただし、教育委員会が必要であると認めた団体については、この限りでない。

(登録方法)

第5条 登録しようとする団体は、前条第1項に規定する学校へ、豊田市学校開放登録申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定に基づく申請について許可することが適当と認めたときは、豊田市学校開放登録証を申請者に交付するものとする。
- 3 登録は申請年度のみを有効とする。新たな年度において利用しようとする場合は、あらためて登録しなければならない。

(登録の取消し等)

第6条 教育委員会は、次のいずれかに該当する場合、登録を取消し又は登録の申請を許可しないことができる。

- (1) 条例第7条第1項に規定する使用料を納付しなかった場合
- (2) 規則第9条第2項の規定に違反した場合
- (3) 要綱第2条、第3条及び第4条の規定に違反した場合

- 2 前項の各号のいずれかに該当したことによる登録の取消し等により、団体に損害が生じた場合においても、教育委員会は、その責めを負わないものとする。

(利用申請)

第7条 条例第2条に規定する開放施設を利用しようとするときは、登録した学校へ規則第6条に規定する学校開放許可申請書を利用日前月の同一日から利用日1週間前までの間に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかの団体については年間及び4か月ごとに優先して利用申請ができるものとする。

- (1) 市
- (2) 地区コミュニティ会議
- (3) 自治区
- (4) 市高齢者クラブ連合会加盟団体
- (5) P T A
- (6) 地域スポーツクラブ
- (7) その他教育委員会が認めた団体

- 3 前項の規定による優先利用申請ができるものは、次のいずれかとする。

- (1) 年間利用申請は大会、イベント、教室及びこれに類する行事
- (2) 4か月利用申請は前号以外の活動

- 4 開放施設の連続利用は2日以内を原則とし、開放校が別に規定した場合は、これにも従わなければならない。

- 5 利用申請は学校が休日となる日（土、日、祝日、その他休業日）を除く、平日の午前8時30分から午後4時30分までの間に行うものとする。ただし、学校開放運営協議会が別に規定する場合はこの限りではない。

(使用料納付券の取扱い)

第8条 規則第8条に規定する納付券は、交流館、特定非営利活動法人いさとスポーツクラブ、一般社団法人松平スポーツクラブ及びスポーツ振興課で取り扱う。

(使用料の免除)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合、開放施設使用料を免除する。ただし、屋外施

設夜間照明設備使用料は免除しない。

- (1) 地区コミュニティ会議又は自治区が主催する場合
 - (2) 市高齢者クラブ連合会加盟団体が主催する場合。ただし、当該市高齢者クラブ連合会加盟団体に係る団体員が参加する利用に限る。
 - (3) 子ども会が主催する場合。ただし、当該子ども会に係る児童が参加する利用に限る。
 - (4) ジュニアクラブが主催する場合。ただし、当該ジュニアクラブに係る生徒が参加する利用に限る。
 - (5) P T A が主催する場合。ただし、当該 P T A に係る児童又は生徒が参加する利用に限る。
 - (6) 豊田市スポーツ少年団及び豊田市スポーツ協会加盟チーム、豊田市文化振興財団、地域スポーツクラブ並びにスポーツ推進委員協議会が主催する場合。ただし、中学生以下を対象にした活動に限る。
- 2 使用料の免除を受けようとする団体の責任者は、あらかじめ開放施設使用料免除申請書（様式第 2 号、以下「免除証」という。）を初回利用日の 2 週間前までに教育委員会に提出しなければならない。
 - 3 教育委員会は、免除申請書を受理した場合、すみやかに使用料免除の適否を決定し、責任者に通知するとともに、免除を適用する場合は、開放施設使用料免除証（様式第 2 号。以下「免除証」という。）を責任者に交付する。
 - 4 免除証の交付を受けた団体の責任者は、免除を適用した学校開放利用を行おうとする場合には、学校開放利用時に管理員に免除証を提示しなければならない。

（備品等の利用）

第 10 条 利用できる備品等は次のとおりとする。

- (1) 開放用備品及びこれに付随する必要器具は利用することができる。
- (2) 学校備品のうち、学校が許可するものは利用することができる。
- (3) 前 2 号に規定しないものは利用者が準備する。

（損害賠償）

第 11 条 教育委員会は、開放中に発生した利用者の責による災害等のいかなる責任も負わないものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
（豊田市学校開放事業開設要綱の廃止）
- 2 豊田市学校開放事業開設要綱（平成 16 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。
- 3 豊田市学校開放事業開設要綱（藤岡地区）（平成 17 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。
- 4 豊田市学校開放事業開設要綱（小原地区）（平成 17 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。
- 5 豊田市学校開放事業開設要綱（足助地区）（平成 17 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。
- 6 豊田市学校開放事業開設要綱（下山地区）（平成 17 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。
- 7 豊田市学校開放事業開設要綱（旭地区）（平成 17 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

- 8 豊田市学校開放事業開設要綱（稲武地区）（平成17年4月1日施行）は、廃止する。
（施行期日）
- 9 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
（施行期日）
- 10 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
（施行期日）
- 11 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
（施行期日）
- 12 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
（施行期日）
- 13 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
（施行期日）
- 14 この要綱は、平成31年2月1日から施行する。
（施行期日）
- 15 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。
（施行期日）
- 16 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
（施行期日）
- 17 この要綱は、令和6年8月8日から施行する。
（施行期日）
- 18 この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

登録番号	学校名	チーム名（団体名）
責任者（成人であること）	氏名	E-mail アドレス
	住所 〒 豊田市	電話番号 () 携帯電話番号 - -
	生年月日 年 月 日	年齢（ 年 4 月 1 日時点） 歳
	勤務先、在学先等 * 1	勤務先住所、在学先住所等 * 2

- 豊田市学校開放登録証 (年3月31日まで有効)

登録番号	
チーム名 (団体名)	
学校名	
責任者	住所 〒 ー 豊田市
	氏名
	勤務先

チーム又は団体の構成員

＜緊急連絡先＞ ※台風等により施設利用を休止する場合、連絡が取れるように責任者以外で2名以上の電話番号を記入してください。

氏 名	電話番号

＜団体名簿＞ 記入しきれない場合は別途名簿を添付

氏 名	氏 名	氏 名

【責任者が学区に在住していない場合記入】

登録する中学校区に在住・在勤・在学の団体構成員の人数_____人

- 1 利用申込み、ならびに利用の際は、必ず本証を持参してください。
- 2 体育館や武道場など屋内施設の利用及び屋外施設で夜間照明を利用する場合は、使用料が発生します。あらかじめ、開放施設・屋外施設夜間照明設備使用料納付券を購入してください。
- 3 学校施設開放における注意事項を必ず守ってください。
- 4 台風等により学校が休校になったときは学校施設開放を中止します。
- 5 雨天等、運動場の状態が悪い場合は開放を中止することがあります。判断に迷う場合は、あらかじめ学校開放運営協議会へ確認し、指示に従ってください。

受付 No.

様式第 2 号（第 9 条関係）

開放施設使用料免除申請書

豊田市教育委員会 様

※貴団体の該当する免除内容の□に印する

申請日 年 月 日

団 体 名						
催事・事業名						
活動内容						
初回利用日	年	月	日（ ）			
参加者（見込）	小学生	人、	中学生	人、	一般（高校生以上）	人
免除申請内容	☐ 地区コミュニティ会議又は自治区が主催する活動 ☐ 高齢者クラブが主催し、当該団体が参加する活動 ☐ 子ども会が主催し、当該子ども会に係る児童が参加する活動 ☐ ジュニアクラブが主催し、当該ジュニアクラブに係る生徒が参加する活動 ☐ PTAが主催し、当該PTAに係る児童又は生徒が参加する活動 ☐ 豊田市スポーツ少年団及び豊田市スポーツ協会加盟チームが主催し、中学生以下を対象にした活動 ☐ 地域スポーツクラブが主催し、中学生以下を対象にした活動 ☐ 豊田市文化振興財団又はスポーツ推進委員協議会が主催し、中学生以下を対象にした活動					
責 任 者	氏名					
	住所	〒 ー 豊田市				
	電話					
利用学校名	豊田市立 学校					
利用場所	☐ 体育館 ・ ☐ 武道館 ・ ☐ その他（ ）					

※太枠内を全て記入。

※スポーツ少年団加盟チームの申請は、豊田市スポーツ協会事務室(スカイホール豊田)に、それ以外の団体はスポーツ振興課に初回利用日の**2週間前まで**に提出してください。

※「主催」とは当該団体の責任において開催する事業を指します。

開放施設使用料免除証

(以下、教育委員会記入)

有効期限 初回利用日から

年度の末日まで有効

<減免事由>

豊田市立学校施設開放要綱第 9 条第 1 項第（ ）号に該当する活動のため。
本来有料である使用料が免除となることを証するものです。利用時に必ず管理員にご提示ください。
申請内容と異なる活動を行う場合、免除は適用されません。
学校開放の利用ルールを守り、条例、規則・要綱（学校配布）を守って適正な利用をお願いします。

(承認日) 年 月 日

(承認番号) 豊 発 第 号

豊田市教育委員会

印